

## 夏の交通安全運動

「広島県夏の交通安全運動」が7月11日(金)から20日(日)まで行われます。

この運動は、夏の暑さや行

楽などによる解放感から交通事故の多発が懸念されるため、この時期に行われています。

町民一人ひとりが正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付けて安全運転を心掛けてください。

また、今年に入り高齢者の交通事故が多発しています。家族の中の高齢者が外出する場合には、距離にかかわらず目立つ服装で、靴やかばんだには反射材を取り付けるなど、運転者から発見されやすいよう家族ぐるみで配慮してください。

### ○運動の重点目標

- 歩行者と自転車利用者の交通ルールの実践
- 高齢者の交通事故防止
- スローガン  
「素敵ですか先にどうぞの笑顔」

(生活環境課TEL 820-5606)

## 交通事故巡回相談

交通事故にあつた場合の賠償請求その他について相談がありましたらお気軽に相談ください。

日時 7月17日(木)  
午前10時～正午  
午後1時～4時

場所 役場1階 生活環境課  
(生活環境課 TEL 820-5606)

判断力不十分な人が契約を結んでしまつたら

### 【相談】

代の姉の家に業者が訪問してきて、床下の補強工事を施工している。姉は痴呆症のため、自分が年金を預かって買い物等をしている状態で、本人は「床下を見るだけと言うから見てもらつただけだ」と何を契約したのか分かっていない。

そのため、契約当事者が相談してこられることは少なく、家族や福祉介護サービス事業の関係者が相談してこられる

【アドバイス】  
国民生活センターの調査によると、知的障害者、精神障害者、痴呆性高齢者等が契約当事者である消費者トラブルの相談件数は、5年前の2.6倍に増加しています。

この相談のように、本人には被害を受けたという認識がない、誰が来て、どのようにして何を契約したかを理解していないケースも少なくありません。

トラブルの未然防止のためには、「成年後見制度」の活用も検討してみるとよいでしょう。(生活環境課 TEL 820-5606)

ことが多いのが特徴です。こうした相談については、業者に障害者手帳や診断書等を提示することにより、判断力不十分者の契約であったと主張して契約の取消しの交渉をすることになります。

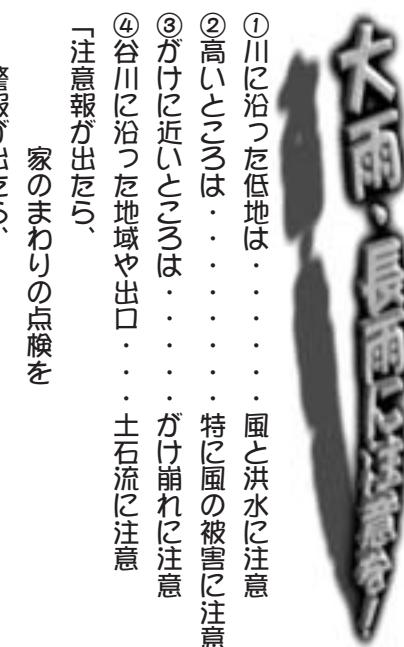
この相談者の場合はクリング・オフ期間を過ぎていましたが、無条件解約となり、床下を原状回復（もどどおりの状態に戻す）してもらうことができました。

梅雨入りから10月頃までは、大雨、台風などで災害が発生する危険性の高い時期となります。

家族で非常持ち出し品の準備、点検を行い、風水害に備えてください。

また、自分の家がどんな立地条件にあるのかを知り、対策を立てましょう。

(生活環境課 TEL 820-5606)



- ①川に沿つた低地は・・・ 風と洪水に注意
- ②高いところは・・・ 特に風の被害に注意
- ③がけに近いところは・・・ がけ崩れに注意
- ④谷川に沿つた地域や出口・・・ 土石流に注意

警報が出たら、いつでも避難できる準備を!

(生活環境課 TEL 820-5606)